



三重県公報

令和6年9月20日（金）

第 551 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
637	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（ 健 康 推 進 課 ）	2
638	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	（ 水 産 振 興 課 ）	2
	公 告		
	農用地利用集積等促進計画の認可	（ 担 い 手 支 援 課 ）	2
	同伴	（ 同 ）	3
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	（ 農 地 調 整 課 ）	3
	公共測量を実施する旨の通知	（ 公 共 用 地 課 ）	3
	同伴	（ 同 ）	4
	二級建築士の免許を取り消した旨	（ 建 築 開 発 課 ）	4
	開発行為に関する工事の完了	（ 同 ）	4
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	（ 教 育 委 員 会 ）	4

告 示

三重県告示第 637 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 9 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	よっかいち心身クリニック	四日市市鶴の森 1 丁目 10-2	令和 6 年 9 月 1 日
病院・診療所	いこか内科	津市城山 1-17-17	令和 6 年 9 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション想桜	四日市市笹川三丁目 48 番地	令和 6 年 9 月 1 日
訪問看護	よっかいち心身クリニック	四日市市鶴の森 1 丁目 10-2	令和 6 年 9 月 1 日

三重県告示第 638 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 6 年 9 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区 域	区 分
神島区域 (鳥羽磯部漁業協同組合のうち神島の地区)	機船船びき網漁業（合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。）

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 6 年 9 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
中谷 恵市	津市	小林 久美	津市	津市木造町上ノ垣内 2374-1
脇田 まさ子	津市	小林 久美	津市	津市木造町東浦 2351-1
飯田 利子	津市	藤山 正一	津市	津市木造町城 1268
鈴木 昭六	津市	藤山 正一	津市	津市木造町城 1271-1
奥田 盈	津市	浦尾 勝士	津市	津市新家町石畑 2209
奥田 隆	大阪府枚方市	浦尾 勝士	津市	津市新家町石畑 2210
園浦 正一	津市	有限会社 イケダグリーン	津市	津市白山町川口杉前 7998
中川 克哉	津市	有限会社 前川ライス	津市	津市白山町川口杉前 7944
吉村 孝保	津市	株式会社 前川農産	津市	津市分部森 2690 ほか 3 筆
上田 信巳	津市	株式会社 前川農産	津市	津市分部上頭 2762
別所 つや	津市	株式会社 前川農産	津市	津市分部森 2646-1 ほか 4 筆

別所 克子	津市	株式会社 前川農産	津市	津市分部森 2607
北川 明美	津市	株式会社 前川農産	津市	津市分部上頭 2807
亀井 ふさゑ	津市	亀井 正博	津市	津市河辺町鎌寺 382
杉田 善彦	津市	矢代 正則	津市	津市南河路結縁寺 90 ほか 5 筆
前川 晃大	津市	矢代 正則	津市	津市南河路奥出 243-1 ほか 3 筆
平田 喜一郎	津市	岸田 昌志	津市	津市美里町桂畑東田 41-1 ほか 2 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 6 年 9 月 20 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 6 年 9 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
株式会社 さだ八農園	鈴鹿市	鈴鹿市稲生塩屋一丁目 1220 ほか 27 筆
株式会社 小林農産	多気郡明和町	伊勢市小俣町湯田 1297-5 ほか 10 筆
今井 一博	度会郡玉城町	伊勢市小俣町湯田 1210

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 6 年 9 月 20 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業磯地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条の 3 第 7 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 6 年 9 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 6 年 9 月 24 日から同年 10 月 22 日まで

3 縦覧の場所

伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 9 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）

2 作業期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 28 日まで

3 作業地域

鈴鹿市稲生町、同市野町、同市末広南二丁目、同市末広南三丁目、同市末広西、同市末広北三丁目、同市末広町、同市安塚町、同市道伯町、同市地子町、同市三日市南三丁目、同市三日市町、同市三日市一丁目、同市三日市二丁目、同市三日市三丁目、同市竹野一丁目、同市竹野町及び同市野辺町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

令和 6 年 9 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量）

2 作業期間

令和 6 年 9 月 17 日から同年 11 月 18 日まで

3 作業地域

津市一志町八太

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 9 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 免許の取消しをした年月日

令和 6 年 9 月 4 日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

中西 貴久

二級建築士

三重県知事登録第 6280 号

3 免許の取消しの理由

建築士法第 8 条の 2 第 1 号の規定に基づく二級建築士の死亡の届出があったため

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 9 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 9 月 9 日	三重郡川越町大字亀崎新田字南新田 51-14 ほか 3 筆	愛知県名古屋市中区葵 1 丁目 16-13 託信不動産有限公司 代表取締役 後藤 幾康
令和 6 年 9 月 10 日	いなべ市員弁町大泉字垣内 785-1 ほか 1 筆	いなべ市員弁町大泉 2181-1 小村 謙太郎
令和 6 年 9 月 10 日	亀山市南野町 869-1 の一部ほか 5 筆	亀山市川合町 1217-2 有限会社シラカワ 代表取締役 中川 崇沖

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 9 月 20 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県立高等学校及び三重県立特別支援学校 68 校 73 施設で使用する電気
(予定使用量) 19,440,300 k W h |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局学校経理・施設課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 6 年 7 月 17 日 |
| 4 | 落 札 者 | 静岡県静岡市葵区栄町 1 番地の 3
鈴与電力株式会社 代表取締役 大野 裕之 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 568,227,186 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 6 年 5 月 28 日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
